

国税庁においては、事務の一層の効率化を図ることを目的として、小規模な税務署（対象署）の内部事務（※）を近隣のより大きな規模の税務署（中心署）で集中的に処理する「内部事務の集中化の試行」を行っておりますが、平成30事務年度の取組は次のとおりです。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についてのお尋ね文書の発送などをいいます。

平成30事務年度の内部事務の集中化の取組

- 関東信越国税局における取組
 関東信越国税局（中心署：高田税務署、対象署：糸魚川税務署）は、平成30事務年度以降、試行から実施に移行します。
- 広島国税局における取組
 広島国税局（中心署：岡山東税務署、対象署：西大寺税務署）は、平成30事務年度以降、広島国税局の独自施策として、岡山東税務署内に業務処理センターを設置し、上記2署の内部事務の集中処理に取り組みます。
- その他の局（所）
 以下の8国税局（所）21税務署において、引き続き、試行を行います。

局名	署名	
	中心署	対象署
札幌国税局	函館税務署	江差税務署 八雲税務署
	旭川中税務署	深川税務署
	小樽税務署	余市税務署
仙台国税局	山形税務署	寒河江税務署
金沢国税局	福井税務署	大野税務署
名古屋国税局	豊橋税務署	新城税務署
大阪国税局	加古川税務署	三木税務署
高松国税局	高知税務署	伊野税務署
福岡国税局	小倉税務署	門司税務署
沖縄事務所	沖縄税務署	名護税務署

留意事項

- 内部事務の集中化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。
- 納税証明書等の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり対象署で行います。
- 対象署の保管書類（申告書や申請書・届出書等）は、原則として、中心署へ移送されます。
- 中心署及び対象署の職員は、事務処理を行うのに必要な範囲で、それぞれの署に併任します。